

受第 号
年 月 日

様

日南町長

年度日南町微量 P C B 廃棄物把握支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日南町微量 P C B 廃棄物把握支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、日南町補助金等規則（昭和 45 年 7 月 1 日規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

（担当連絡先 ）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、日南町微量 P C B 廃棄物把握支援事業とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	円
（2）交付決定額	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、日南町微量 P C B 廃棄物把握支援事業補助金交付要項（平成 24 年 3 月 1 日要項第 3 の 1 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当っては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。